

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	32 件
国民年金関係	27 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	56 件
国民年金関係	33 件
厚生年金関係	23 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年9月から51年9月まで
② 昭和51年10月から52年3月まで

私は、昭和50年9月に引っ越しをした際に、区役所で国民年金の任意加入申出書を提出後、国民年金手帳を即時交付され、手書きの納付書により、銀行の窓口で国民年金保険料を納付した。その後の国民年金保険料は、半年ごとに郵便局か区役所で納付した。自分の性格として未納はありえないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年10月に任意加入により払い出されていることが確認でき、任意加入しているにもかかわらず、加入した直後から6か月分の保険料を納付していないのは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、60歳以降においても任意加入をするなど、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

2 一方、申立期間①については、任意加入した場合は強制加入と異なり、国民年金保険料は、任意加入した月以降分を納付することが可能であり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年10月時点では申立期間①の保険料をさかのぼって納付することはできない上、申立人の所持する国民年金手帳の資格取得日が51年10月となっていることから申立期間①は未加入期間であり、未加入期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿・確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案1678

第1 委員会の結論

申立人は、昭和59年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月及び同年5月

生活状況が苦しく、国民年金保険料を納付することができない時期はあったが、昭和56年6月分の保険料納付から口座振替に変更するまでは集金人に納付をしていた。申立期間についても同様であり集金人からの不在票ももらったことはない。従って、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付をしていたと主張しているところ、申立人が居住していた市では申立期間当時、集金人制度を実施していたことが確認でき、申立人は申立期間前後に転居等の住所変更はなく特段の生活状況の変化は認められないことから、申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

また、申立期間は2か月と短期間であり、申立人は昭和56年6月以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から同年12月までの期間、43年4月から50年3月までの期間、57年4月から58年11月までの期間及び59年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から同年12月まで
② 昭和43年4月から50年3月まで
③ 昭和57年4月から59年3月まで

私は、昭和39年8月に国民年金に加入し、申立期間①の保険料は集金人に納付した。

申立期間②については、昭和43年2月に結婚した後も任意加入し、引き続き納付書により銀行、郵便局などで保険料を納付した。申立期間②の途中の昭和43年秋ごろに転居して以降は、信用金庫などにおいて納付書により保険料を納付した。

申立期間③については、転居先の市支所において納付書により納付したが、時々信用金庫においても納付したと思う。

申立期間①から③が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の国民年金保険料を集金人に納付し、申立期間②の保険料は納付書により銀行などで納付し、申立期間③の保険料は、納付書により市支所などで納付したとしているところ、申立期間①から③当時、申立人が居住していた地域では、当時、申立人が主張するとおりにそれぞれ保険料を収納していたことが確認でき、申立内容に特段不合理な点は認められない。

2 また、申立人は、申立期間①直後の昭和43年1月から同年3月までの国

民年金保険料を43年9月に納付しているが、この時点では、申立期間①の保険料も納付することが可能であり、先に時効となる申立期間①を納付せず、その直後の期間の保険料を納付することは不自然である。

- 3 さらに、申立人は、昭和43年2月に結婚し、同年2月に引き続き国民年金に任意加入しており、43年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料は同年9月に納付していることから、引き続き昭和43年度からの保険料は現年度で納付が可能であり、任意加入するほど国民年金の意識が高かった申立人の加入直後の申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②直前の昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料は、国民年金被保険者名簿の検認記録では43年9月に納付されていることが確認できるが、特殊台帳では未納とされ納付記録に齟齬が認められる上、申立人の国民年金手帳では、申立人は、43年2月に任意加入し、資格喪失年月日が未記入のまま52年3月にも任意加入した記載となっており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

- 4 加えて、申立人は、申立期間③も任意加入中であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間③の前後を通じて申立人の住所や申立人の夫の仕事に変更は無く、特段の生活状況の変化は認められないことから、途中の申立期間③の保険料が未納とされているのは不自然である。

- 5 しかしながら、申立期間のうち、昭和58年12月及び59年1月については、厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から同年12月までの期間、43年4月から50年3月までの期間、57年4月から58年11月までの期間及び59年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで
③ 昭和50年4月から51年6月まで
④ 昭和52年4月から54年3月まで
⑤ 昭和54年4月から57年3月まで
⑥ 昭和58年1月から61年3月まで
⑦ 平成元年10月
⑧ 平成2年6月
⑨ 平成2年8月
⑩ 平成5年3月

私の妻が町内会の人に国民年金への加入を勧められ昭和36年ごろに夫婦二人で加入手続を行った。

申立期間①は妻が夫婦二人分の保険料を納付した。妻は、保険料をまとめてさかのぼって納付した覚えは無く、保険料額は200円か300円くらいであったとしている。

申立期間②から⑩までについては、私が夫婦二人分の保険料を、当初は市役所で納付し、市役所が移転して以降はその跡地にできた中央連絡所で納付した。納付した保険料額や納付方法はよく覚えていない。

申立期間⑤については、申請免除となっているがその覚えは無く、保険料を納付した。

私と妻は、夫婦二人分の保険料を一緒にすべて納付してきたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間⑩については、申立人は、60歳の到達年月である平成5年3月に引き続き国民年金に任意加入していることが確認でき、加入手続きを行いつながら、その直後の期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考えにくい。
- 2 一方、申立期間①については、申立人は、昭和36年ごろに夫婦二人で国民年金に加入し、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、39年11月に連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間①の一部の保険料は時効により納付することができず、保険料を納付したとするその妻は、まとめてさかのぼって納付した記憶は無い上、一緒に納付したとするその妻の申立期間①の保険料も未納となっている。

また、申立期間②から④まで及び同⑥から⑨までについては、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒にすべて納付してきたはずであるとしているが、申立期間⑥の一部を除き、申立人の妻の保険料も未納となっている上、申立人夫婦の保険料の収納日が同一日でない納付月も見受けられるとともに、申立人夫婦には過年度で保険料を納付した期間があるが、申立人は、過年度の保険料を納付することができない市役所又は中央連絡所で保険料を納付したと証言するなど申立人の保険料納付に関する記憶は曖昧であり、申立人の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間⑤については、申立人は、申請免除を行った覚えは無く、国民年金保険料を納付したとしているが、免除申請は年度ごとに行うものであり、申立人夫婦の国民年金保険料が共に同一期間、かつ、複数年度に渡り、申請が無いまま免除とされることは考えにくい上、特殊台帳でも、申立期間⑤は申立人夫婦共に申請免除となっていることが確認でき、申立期間⑤の保険料を追納していた形跡もうかがえない。

加えて、申立人が申立期間①から⑨までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで
③ 昭和50年4月から51年6月まで
④ 昭和52年4月から54年3月まで
⑤ 昭和54年4月から57年3月まで
⑥ 昭和58年4月から59年3月まで
⑦ 昭和60年1月から同年3月まで
⑧ 昭和62年10月
⑨ 平成元年10月
⑩ 平成2年6月
⑪ 平成2年8月
⑫ 平成5年2月

私が町内会の人に国民年金への加入を勧められ昭和36年ごろに夫婦二人で加入手続を行った。

申立期間①は私が夫婦二人分の保険料を納付した。保険料をまとめてさかのぼって納付した覚えは無く、保険料額は200円か300円くらいであった。

申立期間②から⑫までについては、私の夫が夫婦二人分の保険料を、当初は市役所で納付し、市役所が移転して以降はその跡地にできた中央連絡所で納付した。夫は納付した保険料額や納付方法はよく覚えていないとしている。

申立期間⑤については、申請免除となっているがその覚えは無く、保険料を納付した。

私と夫は、夫婦二人分の保険料を一緒にすべて納付してきたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑫については、申立人の平成5年11月の国民年金保険料が重複して納付されていることから、6年2月に還付決定されていることが確認でき、還付決定時に納付可能な未納期間がある場合には、還付に先立ち充当処理されるべきところ、仮に、申立期間⑫が未納であった場合にはこれに充当処理されていたはずであるが、これが行われていないことから、当時、申立期間⑫は納付済みであった可能性は否定できない。

2 一方、申立期間①については、申立人は、昭和36年ごろに夫婦二人で国民年金に加入し、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、39年11月に連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間①の一部の保険料は時効により納付することができず、保険料を納付したとする申立人は、まとめてさかのぼって納付した記憶は無い上、一緒に納付したとする申立人の夫の申立期間①の保険料も未納となっている。

また、申立期間②から④まで及び同⑥から⑪までについては、申立人の夫は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒にすべて納付してきたはずであるとしているが、申立期間⑧を除き、その夫の保険料も未納となっている上、申立人夫婦の保険料の収納日が同一日でない納付月も見受けられるとともに、申立人夫婦には過年度で保険料を納付した期間があるが、申立人の夫は、過年度の保険料を納付することができない市役所又は中央連絡所で保険料を納付したと証言するなどその夫の保険料納付に関する記憶は曖昧であり、申立人の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間⑤については、申立人は、申請免除を行った覚えは無く、国民年金保険料を納付したとしているが、免除申請は年度ごとに行うものであり、申立人夫婦の国民年金保険料が共に同一期間、かつ、複数年度に渡り、申請が無いまま免除とされることは考えにくい上、特殊台帳でも、申立期間⑤は申立人夫婦共に申請免除となっていることが確認でき、申立期間⑤の保険料を追納していた形跡もうかがえない。

加えて、申立人が申立期間①から⑪までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年12月までの期間及び44年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年9月から同年10月まで
② 昭和37年2月から同年11月まで
③ 昭和38年2月から50年8月まで
④ 昭和51年7月から同年8月まで

申立期間当時、国民年金と国民健康保険はセットになっており保険料を納付しないと国民健康保険が使えないと役所で説明されたので、私が集金人に渡すか役所の窓口へ持参して必ず国民年金保険料を納付していた。申立期間中は何度か転居したが、間違いなく申立期間の保険料は納付していたので保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③のうち昭和42年4月から43年12月までの期間及び44年4月から同年9月までの期間については、申立人のものと思われる国民年金被保険者台帳が新たに確認され、その国民年金被保険者台帳に国民年金保険料が納付済みであることを示す記号が記載されている期間であること、及び市の検認記録においても当該期間は納付されていることが確認できる。

また、昭和42年6月に払い出された申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の元夫と夫婦連番で払い出されており、その後の44年9月までの期間の国民年金保険料の納付状況が夫婦とも同じであり、昭和44年度の保険料の納付日が夫婦同一日であることが確認されることから、その元夫のみが保険料を納付済みとされている同年10月から同年12月までの期間は、申立人も保険料を納付していたものと考えられる。

- 2 一方、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年6月に払い出されていることから、この時点において、申立期間①及び申立期間②並びに申立期間③のうち38年2月から42年3月までの期間の過半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人の元夫もその期間は保険料が未納の期間又は厚生年金保険加入期間であり国民年金保険料の納付をしていない上、申立期間③のうち40年4月から42年3月までの期間は過年度納付が可能ではあるものの、市では過年度分の保険料の受領は行っていなかったため保険料の納付はできなかったものと考えられる。
- 3 また、申立期間③のうち昭和45年1月から46年8月までの期間は申立人の新たに見つかった国民年金被保険者台帳では資格喪失期間とされており国民年金保険料の納付ができない期間である。

さらに、申立期間③のうち昭和44年1月から同年3月までの期間、46年9月から49年2月までの期間及び49年7月から50年8月までの期間については、申立人の元夫は、申立人と婚姻関係を解消した後である同年11月に特例納付などでさかのぼって保険料を納付している形跡があり、当該期間中、その元夫及び申立人の保険料は未納であった可能性が考えられる上、その元夫は49年3月から同年6月までの期間については厚生年金保険に加入しており国民年金保険料を納付していたとは考え難い。
- 4 申立期間④については、厚生年金保険から国民年金への切替手続きが行われた事情が見当たらない。
- 5 申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 6 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年12月までの期間及び44年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年8月から44年3月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年8月から44年3月まで
② 昭和47年4月から48年3月まで
③ 昭和54年4月から55年3月まで
④ 昭和58年10月から60年3月まで

昭和40年8月に夫が自営業を始めたことをきっかけに、夫婦で国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料は、集金人か仕事の合間に市役所に行くなど夫婦一緒に納付をしていた。市役所に保険料を納付にいった際に、納付していない期間について熱心に保険料の納付を勧めるので、言われるままにさかのぼって保険料を納付してきており、仕事が忙しくて納付できなかった時は後で送られてきた納付書で必ず保険料を納付してきた。夫婦一緒に納めてきたので、私のみが未納とされている期間や夫婦共に未納とされている期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、同一市から昭和44年4月及び49年5月に二つの国民年金手帳記号番号の払出しを受けており、それぞれの国民年金手帳記号番号で納付書が申立人に発行されていること、申立人の夫は40年8月から国民年金に強制加入により資格取得しており、その時点で既に20歳を超えている申立人の資格取得日は当初加入手続をした44年4月に強制加入とされていることなど、行政側の記録管理が適切に行われなかった可能性が見受けられる。

また、申立人の夫についても国民年金被保険者台帳によると、申立期間①と同時期に過年度納付ができない期間に保険料が納付されており、行政

側の記録管理が適切に行われなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、2度目の国民年金手帳記号番号払出し後は、毎年過年度納付を行い、未納期間をつくらぬよう納付努力をしていた形跡がみられる上、申立人は昭和44年4月から47年3月までを第2回特例納付により保険料を納付しているが、その時点では、申立人の2つの国民年金手帳記号番号は統合されており、申立人の資格取得日が40年8月に訂正されていることから、申立期間①を含めた40年4月から保険料を納付するように勧められ、納付したと考えるのが自然である。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間②前の3か年間の国民年金保険料を昭和50年4月に特例納付しており、申立期間②の後はその時点で既に納付済みであるので、申立期間②は特例納付が可能な期間であるにもかかわらず、申立期間②の保険料を納付しないのは不自然である。

3 一方、申立期間③及び④については、その前後の期間をみると申立人と申立人の夫は国民年金保険料を一緒に納付していた状況がうかがわれるが、その夫も申立期間③及び④の保険料は未納とされている。

また、申立人が、申立期間③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年8月から44年3月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から3年3月まで

私が20歳になった時、大学在学中であり、実家がある市とは別の市に居住していたため、母親が、実家がある市役所の支所で、国民年金の加入手続を行った。母親は、私たち子供が、万が一障害を受けた時に、障害年金を受給できるようにと、3人共に20歳から国民年金の加入手続を行い、保険料も納付していた。私の弟二人は共に、20歳で国民年金に加入して保険料が納付済みとなっている。私が就職する時に、母親から実家の住所が記載されている年金手帳を確かに受け取った。申立期間の納付記録が残っていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、子供が万が一障害を負った時に障害年金を受け取れるように、20歳から国民年金に加入させなければならぬと思っていたことから、申立人が20歳になった平成元年8月に市役所支所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとしているところ、国民年金への加入動機は明確であり、申立人の二人の弟はいずれも20歳から国民年金に加入し保険料も納付済みとされていることから、申立人のみ20歳から加入していなかったとするのは不自然である。

また、申立人の母親が記憶している申立期間の国民年金保険料額は、その当時の保険料月額とおおむね一致しているとともに、申立人が就職する際にその母親が年金手帳を申立人に渡したことを、申立人及びその母親は鮮明に記憶しており、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の母親は、申立人が就職するまで申立人の国民年金保険料

を納付していたとしているところ、申立期間以降、申立人が就職するまでの間に保険料の未納は無い。

加えて、申立人の母親の友人は、「昭和の終わりか平成の初めごろ申立人の母親から、将来子供が障害を負った時のことを考えて、申立人を20歳から国民年金に加入させ、国民年金保険料を納付していたという話を聞いたことがある。」としており、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年12月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から47年3月まで
② 昭和57年12月から58年3月まで

私は、美容師をしており、20歳の時に母親が国民年金加入手続をした。私は、加入当時は月額およそ500円の保険料を金融機関で納付していた。私は、申立期間①の保険料を両親から厳しく言われたので支払いを忘れることはなかったと思う。私は、申立期間①当時には、現在持っている年金手帳の他に年金手帳を持っていた記憶があるが、その当時の年金手帳は持っていない。

私は、保険料を20歳の時から継続して納めてきたので、申立期間②も保険料の支払を忘れることはなく、申立期間①及び②の保険料が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は、4か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、当時申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を完納しており、納付意欲は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、国民年金の加入手続を行ったとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、申立期間当時の加入状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年2月に払い出されており、その時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしていることから、過年度納付等により納付した事情はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年12月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年2月及び16年7月から17年6月までの期間の国民年金保険料については、申請免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月から62年3月まで
② 平成13年2月
③ 平成16年7月から17年6月まで

申立期間①の前の部分については、前妻が国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付していたと思う、申立期間①の後の部分については妻が納付していたと思う。申立期間①が未納になっているのは、納得できない。

私は、申立期間②と③は、申請免除をしたはずであり申請免除になっていないのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、前後の期間が申請免除になっており、申立期間当時の生活状況から、申請免除の基準を満たしていることが確認でき、申立期間③の前後を通じて毎年申請免除を行っていたという申立内容は基本的に信用できることから、特段不合理な点は認められない。

また、申立期間②については、1か月と短期間であり、平成13年2月に申請免除の手続を行ったとする申立内容は基本的に信用できることから、申立期間②のみが申請免除になっていないのは不自然である。

2 申立期間①については、申立人の前妻が国民年金加入手続をし、離婚前までの年金保険料を納付したと主張しているが、前妻は国民年金に未加入であり、前妻に当時の納付状況を確認することができないため、申立期間①当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①のうち再婚後は、申立人の妻が保険料を納付したと主張しているが、その妻の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 1 月に払い出されており、この時点で納付できる現年度保険料を納付していることが確認できることから、申立人の保険料についても払出時点での現年度納付を行ったと推認される。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 4 月に払い出されており、この時点では申立期間①の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 13 年 2 月及び 16 年 7 月から 17 年 6 月までの期間の国民年金保険料を申請免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 9 月から同年 12 月までの期間、53 年 8 月から 59 年 3 月までの期間及び同年 5 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 9 月から同年 12 月まで
② 昭和 53 年 8 月から 59 年 3 月まで
③ 昭和 59 年 5 月から 60 年 3 月まで

昭和 51 年 9 月ごろ、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、申立期間①及び申立期間②のうち結婚するまでは母親が私の分を納付し、申立期間②のうち結婚後及び申立期間③については、妻が妻の保険料と一緒に私の分も納付していた。

昭和 59 年 10 月に私が養子縁組をしたので、その直後の同年 10 月または同年 11 月ごろに、妻が、私と妻の二人分の年金手帳を持参し、市役所で氏名変更の手続を行った。その際に、私の年金手帳だけが差し替えられ、氏名の変更が確認できず新姓のみが記載された新しい年金手帳を受領したが、保険料は旧姓の時と同様の納付方法で引き続き納付してきた。

年金記録を照会したところ、養子縁組以前の旧姓であった期間の保険料がすべて未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 9 月ごろ、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、申立期間①及び申立期間②のうち申立人が結婚するまでの期間は、その母親が納付していたと主張しているところ、その母親の申立期間の国民年金保険料はすべて納付済みとされており、申立人の妻は、結婚当時、その母親から申立人の国民年金手帳を手渡されたと証言していることから、結婚前の期間について、その母親が申立人の国民年金

の加入手続を行い、保険料を納付していたと推認することができる。

また、申立期間②のうち申立人が結婚した後の期間及び申立期間③について、申立人は、申立人の妻が、申立人とその妻の二人分の保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、その妻は、当該申立期間の国民年金保険料はすべて納付済みとされており、申立人の保険料を納付したとするその妻が、夫の保険料を納付せず、自分の保険料のみを納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人が昭和 59 年 10 月に養子縁組をした直後に、申立人の妻が、申立人と自分の二人の年金手帳を市役所に持参し、二人の氏名変更を行った際における市役所担当者とのやりとり等についてのその妻の記憶は、詳細かつ具体的であり、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、同居の母親が行った。また、私は結婚前は、収入のすべてを家計に入れており、母親が、その中から私の預金や生活費や保険などに充当していたので、私の国民年金保険料も母親が納付していた。

私の母親は堅い人であったので、一旦加入したものを未納にするようなことは嫌っていた。母親の意思で、私の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったのに、申立期間のみ未納にすることは考えられない。

申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同居していた申立人の母親及び兄弟 3 名の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されており、この 4 人のうち、長兄を除く 3 名は、昭和 36 年 4 月から 60 歳到達まで保険料をすべて納付しており、また、その長兄は他界した前の年度までは保険料をすべて納付しており、申立人と同居していたその兄の妻も、国民年金加入当初に未納期間があるもののその後 60 歳到達まで、保険料をすべて納付しているなど、申立人の家族の保険料の納付意識は高かったものと認められることから、家計を預かっておりその意思により申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその母親が、申立人の申立期間の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人は、結婚前は、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された年の前年である昭和 52 年 1 月までさかのぼって納付され、

その後、申立人が結婚した 61 年 11 月まで、申立期間を除き、すべて納付済みとなっている。

さらに、申立人は、申立人の父親が造園業を手広く営んでいたため、昭和 61 年に父親の遺産で家を新築したと述べていることなどから、申立人の母親は、申立期間当時の保険料を納付できる資力を有していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から47年3月まで

昭和35年10月に姑が私と夫の夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、36年4月から姑や夫が家族全員の国民年金保険料をまとめて納付していた。夫の仕事の都合による転居後、保険料額については定かではないが、自宅で集金人に保険料を納付していたにもかかわらず、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年10月に国民年金の加入手続を行い、36年4月以降国民年金保険料を納付しており、申立期間を除き国民年金加入期間において保険料の未納は無く、国民年金に対する意識及び保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間の前後の期間を通じ申立人の夫が厚生年金保険被保険者であることから国民年金の任意加入を継続し、前後の期間の保険料は納付済みとされているにもかかわらず途中の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から48年5月まで

私は、昭和44年5月ごろに自宅を訪ねてきた郵便局員から勧められて、その際に国民年金の加入手続を行った。その後、およそ3か月ごとに訪ねて来る郵便局員に国民年金保険料を納付していたが、郵便局の窓口で納付書により保険料を納付していた時もあった。私は、申立期間のうち、昭和44年5月から48年4月までの期間が未加入で、同年5月の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和48年5月については、申立人が、同年5月及び国民年金保険料が納付済みとされている同年6月の2か月分の保険料を納付したとする領収印が押された領収書を所持していることから、申立人が保険料を納付していたことが確認できる。

2 一方、申立人は、昭和44年5月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は48年3月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人の国民年金の資格取得時期が昭和48年5月となっていることから、申立期間のうち、44年5月から48年4月までの期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間のうち、昭和 44 年 5 月から 48 年 4 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私の父親は、国民年金制度が創設された昭和36年4月に、私の兄と兄嫁と一緒に国民年金の加入手続を行ってくれて、私が婚姻のため実家を出るまで国民年金保険料を納付してくれていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料を未納とされている期間は1回、かつ、12か月と短期間である。

申立人が主張するとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度が創設された昭和36年4月に申立人の兄及び兄嫁と連番で払い出されていることが確認できることから、申立人が加入直後の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人と共に保険料を納付したとする申立人の兄及び兄嫁は、加入直後から申立期間の国民年金保険料がすべて納付済みとなっており、申立人のみ申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間後における国民年金加入期間の保険料を完納しているとともに、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を適切に行っているなど、国民年金保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から37年1月までの期間は厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から47年9月まで
私が20歳になった昭和46年3月に父親が私の国民年金の加入手続きを行い、49年12月に結婚するまで父親が私の国民年金保険料を納付していた。父親は、私と母親、すぐ上の姉及び自身の保険料を納付していた。父親は、存命中に、私が20歳になった時から国民年金に加入し保険料を納付していたと言っていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人と申立人の母親、申立人のすぐ上の姉及び自身の国民年金保険料を納付していたとしているところ、その母親及びそのすぐ上の姉の申立期間の保険料は納付済みとなっているとともに、その父親も、申立期間のうち国民年金被保険者期間の保険料は納付済みとなっていることから、申立人の申立期間の保険料のみ未納となっているのは不自然である。

また、申立期間以降、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたとする結婚前までの期間に未納は無い上、この間の申立人の厚生年金保険被保険者期間についても保険料が納付されており、申立人の父親の保険料の納付意欲は高かったことが認められる。

さらに、申立人は、申立人の父親が存命中で、申立期間当時の大学在学中に、その父親から何回も申立人の国民年金加入及び保険料納付についての話を聞いていたと証言しており、その上、申立人の母親も同様の証言をしているなどその内容に特段の不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年10月から38年3月まで
② 昭和38年7月から41年3月まで

国民年金の加入や国民年金保険料の納付は夫と私以外に手続をする者はいないが、時期や場所、方法等について夫も私も記憶がはっきりしていない。ただし、国民年金保険料の納付については私が一任されて夫婦の手続をしており、申立期間①及び②の国民年金保険料は自宅に来ていた集金人に納付したり、時期や場所、方法、金額等は記憶に無いが、まとめて納付したりしたこともあったと思う。集金人については、結婚した当初に居住していたアパートに来ていたことを記憶している。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和42年に国民年金に加入して以降60歳に到達した平成14年までの長期に渡り、国民年金保険料の未納期間等はなく、6年からは付加保険料も納付しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立人の夫の国民年金保険料と共に申立人の保険料を納付していたにもかかわらず、申立人の保険料だけ未納となっているのは納得できないと主張しているところ、加入手続を行った時期における納付済みとされている期間について夫婦一緒の期日に保険料が数回一括して納付されていることが確認でき、申立人の夫の納付記録によると、申立期間②の一部（昭和40年4月から41年3月まで）の期間について昭和49年12月の時点で特例納付されており、申立人の保険料の納付意欲が高かった

と思料されることを考え併せると、申立人は、申立人の夫と同様に当該期間に係る保険料を特例納付したと考えるのが自然である。

- 2 一方、申立期間①及び申立期間②の一部の期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 41 年 12 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間①及び申立期間②の一部の期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び申立期間②の一部の期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から同年9月まで

私は、昭和49年7月に夫と共に区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、国民年金保険料を納付し続けた。52年7月に就職し共済組合員の資格取得ができると思い、区役所で国民年金の資格喪失手続を行ったが、共済組合員の資格取得ができなかったため、時期は定かでないが区役所で国民年金の加入手続を行った。その際国民年金保険料を納付するよう言われ納付した。記録では、昭和52年7月から53年3月までの間の国民年金保険料の9か月分19,800円の還付を受け、その分は再納付している。52年7月分から9月分が未納となっているが、私は、納付しているはずで還付の記憶も無く納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前後の期間を通じて国民年金に任意加入し、国民年金の加入期間において申立期間を除き未納は無く、付加保険料を納付している期間もあることから、国民年金制度に対する意識が高かったものと認められる。

また、申立人は未納期間を含む昭和52年度分の国民年金保険料は、社会保険庁の特殊台帳によれば一度は納付済みであることが確認でき、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立期間は、申立人が資格喪失手続を行ったことにより保険料の還付が行われたことに起因し生じているが、社会保険庁のオンライン記録には還付が行われた記録は無く、行政側の記録管理が不適切であった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から 54 年 3 月までの期間、58 年 10 月から 59 年 3 月までの期間、同年 12 月から 60 年 3 月までの期間、62 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 63 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで
③ 昭和 59 年 12 月から 60 年 3 月まで
④ 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで
⑤ 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで

私は、結婚してからしばらくした後、市役所から国民年金に加入するよう電話で勧奨を受けた。申立期間①については、加入勧奨を受けた際、未納となっている過去の国民年金保険料をさかのぼってまとめて特例納付できるとして、3通りの保険料額を提示されたので、市民センターで加入手続をし、提示された保険料額から一つを選択して納付した。また、申立期間②から⑤については、毎年、納付書が郵送されてきたので、最寄りの市民センターや銀行で納付した。しかし、申立期間の国民年金保険料が未納とされており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②から⑤については、それぞれ6か月、4か月、3か月及び3か月と短期間であるとともに、いずれの申立期間も前後の期間の国民年金保険料が納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

また、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時の保険料額と

おおむね一致するとともに、申立人が納付したと主張する市民センターでは、当時、窓口で国民年金保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和 50 年 1 月に第一子が生まれてから 52 年 8 月に第二子が生まれるまでの間に、国民年金への加入勧奨と特例納付の案内を受けて特例納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 54 年 3 月に払い出されており、申立人が主張する期間には別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、特例納付を行うことができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 54 年 3 月当時は、第 3 回特例納付の実施期間であるが、申立人が特例納付したとする保険料額は、実際に特例納付した場合の金額と大きく乖離かいりしていることから、申立人がこの当時に特例納付したとは考え難い。

しかしながら、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①のうち、昭和 52 年 1 月から 54 年 3 月までの期間は国民年金保険料の過年度納付が可能な期間であり、当該期間の保険料額は、申立期間①直後の納付済みとなっている現年度保険料額よりも安価であることから、申立人が過年度納付を行わなかったとするのは不自然である上、申立人がさかのぼって納付したとする保険料額は、この期間の保険料を過年度納付等した場合の保険料額とおおむね一致している。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から 54 年 3 月までの期間、58 年 10 月から 59 年 3 月までの期間、同年 12 月から 60 年 3 月までの期間、62 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 63 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から43年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から48年3月まで

私は20歳に達した時に市役所で国民年金の加入手続を行い、自宅に来ていた集金人に加入当初は100円程度の国民年金保険料を納付しており、また、離婚後もその都度の保険料の記憶はないが集金人と市役所に保険料の納付をしていた。社会保険事務所に申立期間の調査を依頼したところ、国民年金手帳記号番号の別番号が見つかり納付も確認できたとの回答があったにもかかわらず申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和41年10月から43年5月までの期間については、町（現在は、市）の被保険者名簿からは43年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付した旨の記録が確認できるが、申立人は国民年金の強制被保険者でありながら、同名簿には41年10月1日に国民年金の被保険者資格を喪失したと記載されており、国民年金手帳記号番号を取り消されてしまっていることは、手続上の過誤に起因するものと考えざるを得ず、還付記録も記載されず、国民年金の資格喪失日も不自然な記載となっていることから、行政における不適切な事務処理がうかがえる。

2 一方、申立期間のうち、昭和43年6月から48年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、町（現在は、市）の被保険者名簿には、43年11月に資格喪失の届出をしたことにより、41年10月にさかのぼって国民年金の資格を取消したとする記載があり、申立人の元夫の国民年金被保険者資格も社会保険庁のオンライン記録では同年同月に国民年

金の資格を喪失していることが確認でき、その後においても、申立人に新たな国民年金被保険者名簿が作成されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 11 月に払い出されていることが確認でき、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 10 月から 43 年 5 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から同年 11 月まで

私は、昭和 38 年 4 月に夫の勤務先の同僚から専業主婦でも国民年金に任意加入できると聞き、夫と相談し将来のことを考えて国民年金に加入することとし、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は市役所に国民年金手帳を持参して現金で納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ、8 か月と短期間である。

申立人は、夫の勤務先の同僚から国民年金に任意加入できると聞き、将来のことを考えて国民年金に任意加入し、市役所で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立内容のとおり申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 38 年 4 月に払い出されていることが確認できるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みとなっており、任意加入直後の申立期間が未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、生活状況の変化に伴い国民年金保険料の納付が困難になったとして、申立期間直後の昭和 38 年 12 月に国民年金の資格喪失手続を行い、その後、保険料の納付が可能となった 52 年 1 月に、再度国民年金の任意加入手続を行ったとしているが、確かにそのとおりの事実が確認でき、申立人の主張は信用できる。

さらに、申立人の夫は、申立人が国民年金の加入手続を市役所で行い、申立期間の保険料を納付していた旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 1698

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 42 年 8 月に勤務先を退職した後、国民年金の任意加入手続を市役所で行い、国民年金保険料をすべて納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料を未納とされている期間は 1 回、かつ、12 か月と短期間である。

申立人は、申立期間前後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の前後を通じて、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人は、任意加入後の国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付済みであり、厚生年金保険に加入していた期間からの切替えも適切に行うなど、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月まで

私の夫は、昭和 51 年 8 月に私の国民年金の任意加入手続及び付加年金の加入手続を行った。その後、私は、国民年金保険料を納付し続けており、申立期間についても、付加保険料を含めて保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入後は、国民年金保険料を納付し続けており、申立期間についても、付加保険料を含めて保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間は国民年金に任意加入中の期間であり、申立人は、国民年金に任意加入してから第 3 号被保険者になるまでの間、申立期間を除き保険料を完納していることや、申立人が申立期間直前の昭和 60 年 4 月から同年 8 月までの期間について、付加保険料も納付していたことを考え併せれば、申立期間については、申立人が保険料を納付する意思を有し、付加保険料を含めて保険料を納付していたとしても特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は 1 回、かつ、7 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から同年9月まで

私は、母親から勧められたことをきっかけに国民年金の加入手続を行い、その際に、付加保険料も合わせて納付することにした。加入手続後は、自宅に納付書が送られてくるようになったので、納付書が送られてくる都度、自宅近くの農協又は郵便局で付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、付加保険料も合わせて納付することにしたと主張しているところ、申立人は、昭和49年2月に国民年金に任意加入し、同月に付加保険料の納付を申し出ていることが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立期間の前後の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて申立人の住所やその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金に任意加入した時から付加保険料を納付しているとともに、10年以上に渡り保険料を前納しているなど、納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1701

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私は、国民年金の加入手続以降、国民年金保険料を納付することは国民の義務だと思い、一度も欠かすこと無く保険料を納付してきた。私又は私の妻は、申立期間当時、送られてきた納付書に現金を添えて郵便局で保険料を納付していた。さかのぼって保険料を納付したこともあったが、送られてきた納付書の保険料はすべて納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人自身又は申立人の妻が、郵便局で納付書により申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人は、保険料を納付した際の状況について鮮明に記憶している上、その妻も、申立期間当時、保険料を納付しなかったことは無いと証言しているとともに、申立人が居住していた市では、申立期間当時、納付書による保険料の徴収業務を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金の加入手続以降、申立期間を除き国民年金保険料を完納しているとともに、保険料を前納している期間があるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 1702

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 58 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 58 年 4 月まで

私は、昭和 57 年 8 月に会社を退社した後に、区役所で国民年金の種別変更手続きを行い、国民年金保険料を近隣の金融機関で納付した。当時の保険料額等は具体的に記憶していないが、義母からは将来のことを考えて国民年金に任意加入するように勧められており、退社後に受講した職業訓練校の講座説明会でも国民年金の加入勧奨を受けた記憶があることから、間違いなく国民年金の種別変更手続きを行い、保険料を納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料が未納とされている期間は 1 回、かつ、9 か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金に任意加入し、申立期間以外の加入期間について国民年金保険料をすべて納付しているとともに、種別変更手続きを複数回、適切に行っており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間当時、雇用保険の基本手当を受給しているとともに、夫の仕事に変更はなく、申立人が国民年金保険料を納付する資力は十分な状況であったと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1703

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から同年11月までの期間及び58年12月から59年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から同年11月まで
② 昭和58年12月から59年1月まで

私は、申立期間①については、昭和48年4月に区役所で国民年金の任意加入手続を自分で行い、国民年金保険料を駅前の金融機関や市役所の窓口で納付していた。また、申立期間②については、口座振替で納付をしていた。申立期間以外の国民年金加入期間については保険料を完納しており、保険料を納付し忘れた記憶もないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合計4か月と短期間である。

申立人が納付したと主張する国民年金保険料額は、実際に納付した場合の金額と一致していることなど、申立人の保険料の納付状況についての記憶は具体的かつ鮮明であり、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立期間①及②前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は国民年金に任意加入し、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みであるとともに種別変更手続も適切に行なわれているなど、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和59年3月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月30日から59年3月26日まで

社会保険事務所の記録では、A社における厚生年金保険の資格喪失日が昭和58年9月30日となっているが、実際に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失したのは59年3月26日である。当該期間について保険料控除の事実を確認できる給与明細書などは無いが、A社に勤務していたことに間違い無く、厚生年金保険料を給与から控除されていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚から、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたとの証言があるが、社会保険事務所の記録では、昭和58年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によると、当初、申立人の資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日である昭和59年3月26日と記載されており、その後に58年10月の定時決定の取消及び資格喪失日を同年9月30日に訂正したことが確認でき、申立人を除く当時同社の取締役であった4人についても同様に資格喪失日が訂正されていることが確認できる。

また、申立期間当時、A社の社会保険事務を担当していたB社会保険労務士事務所が保存している資料によると、申立人が昭和59年3月26日に資格を喪失した旨の届出及び同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の届出は、同年4月2日に社会保険事務所に受け付けられていることが確認できることから、上記の訂正処理は同日以後に行われたと認められる。

さらに、申立人は申立期間当時、A社の取締役であったが、B社会保険労務士

事務所のC氏及び複数の同僚が、「申立人は、一般従業員と同様に主に現場での工事作業に従事していた」と供述していることから、申立人が同社の経営に関与していたとまでは言い難い。

これらを総合的に判断すると、申立人について昭和58年9月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は訂正前の資格喪失日である59年3月26日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、訂正前の社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社C営業所における資格取得日に係る記録を昭和34年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年10月から32年1月1日まで
② 昭和34年7月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所の記録では、A社に勤務していた昭和29年10月から32年1月1日までの被保険者期間が欠落している。しかし、29年10月に入社して以来、32年2月28日に退職するまで同社に継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、B社に勤務していた昭和33年10月1日から59年3月31日までのうち、34年7月1日から同年10月1日までの被保険者期間が欠落している。同社で勤務していた期間に、転勤は11回以上もあり、住居の移転も6回以上ありましたが、同社に継続して勤務していたことに間違いは無いので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、B社が発行した退職証明書及びD厚生年金基金が発行した退職所得特別徴収票から判断すると、申立人が申立期間に同社に継続勤務（昭和34年7月1日に同社E工場から同社C営業所に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社に勤務していた申立期間①について、申立人は事業主の名や職場の同僚の名を記憶しており、社会保険事務所が保管していた同社の健康保険厚生年金保険被保険者台帳には、申立人が挙げた同社の職場の同僚の名が記載されていることから、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の健康保険厚生年金保険被保険者台帳を調査したところ、申立人

を含め、同社に申立期間当時勤務していたと思われる職場の同僚 11 名の厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和 32 年 1 月 1 日と記載されており、同社が当時の従業員について、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得したことがうかがえる。

また、申立人は給料明細書等の資料を所持しておらず、A社においても、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管しておらず、当時の事業主も既に他界しているため証言を得ることができず、申立期間の厚生年金保険適用の状況及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

さらに、A社に係る雇用保険の被保険者記録も確認できず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 34 年 10 月の社会保険事務所の記録から 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間②における事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の資格取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち、申立人がA社で昭和22年6月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し同年9月1日に資格を喪失した旨の届出を、同社B製作所で22年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し同年11月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和22年6月から同年8月までの期間は600円、22年9月から同年10月までの期間は600円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月から23年10月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、昭和20年12月から23年10月までC市の陸軍造兵廠跡地にあったA社B製作所で勤務していた期間について該当事業所が無いとの回答をもらった。

しかし、以前、C社会保険事務所から、当該事業所につき生年月日により確認しましたとの回答があったことを鮮明に覚えているので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、社会保険事務所の保管するA社の事業所別被保険者名簿から、生年月日が異なるものの申立人と同姓同名の、昭和22年6月15日から同年9月1日まで、A社B製作所で22年9月1日から同年11月21日までの期間についての基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認でき、同社に勤務していた複数の同僚から「申立期間当時、申立人と同姓同名の従業員はいなかった」旨の証言があることから、この記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社において昭和22年6月15日に被保険者資格を取得し、同年9月1日に資格を喪失し、同社B製作所において22年9月1日に被保険者資格を取得し、同年11月21日に資格を喪失

した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和22年6月15日から同年11月21日までの標準報酬月額については、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和22年6月から同年8月までは600円、22年9月から同年10月までは600円とすることが妥当である。

一方、上記期間を除いた申立期間については、A社及び同社B製作所は既に全喪しており、当該期間に係る厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人が名前を挙げた同僚も申立人と同様の厚生年金保険資格記録となっていることが確認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格喪失日に係る記録を昭和21年1月1日に訂正するとともに、同社D支店における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、20年12月を150円、21年1月から同年7月までを150円、21年8月から22年3月までを420円、22年4月から同年12月までを600円とすることが必要である。

なお、A社の事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年12月1日から23年1月1日まで

父は、生前、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった。父は、申立期間も含めて昭和4年4月よりB社（現在は、A社。）に勤務していたので、当該期間を被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである

第3 委員会の判断の理由

人事台帳から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（但し、人事台帳では、昭和20年10月15日にA社C支店から同社本社に異動し、自宅待機期間となっているが、同社C支店の被保険者名簿において20年12月1日に資格喪失となっていることから、社会保険の適用上、21年1月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の人事台帳から、20年12月を150円、21年1月から同年7月までを150円、21年8月から22年3月までを

420 円、22 年 4 月から同年 12 月までを 600 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業部D営業所における申立期間の資格取得日に係る記録を昭和45年10月1日、資格喪失日に係る記録を46年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月1日から46年2月1日まで

社会保険庁の記録では、昭和45年10月1日から46年2月1日までの記録が無い。昭和41年4月に新卒で入社して以来、定年退職するまで転勤はあったものの、一社にのみ勤務してきたので、当該申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された職歴証明証、E健康保険組合から提出された健康保険喪失・削除証明書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間に、A社に継続して勤務していること(昭和45年10月1日にA社F部から同社C営業部D営業所に異動)が確認できる。

また、申立人の申立期間について、当時の上司及び同僚は「A社のD営業所は、G支社の管理下になるまでは、C営業部の管理下であり、当該申立期間、申立人はC営業部D営業所に継続して勤務しており、C営業部において保険料を控除していた」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年9月の社会保険事務所の記録から6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は不明としているが、申立期間の厚生年金被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらず、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。

また、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出されていた場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主から申立人に係る被保険者資格の得喪に係る社会保険事務所へ届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 10 月分から 46 年 1 月分の 4 か月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川国民年金 事案 1704

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月から 56 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月から 56 年 9 月まで
私の母親が、双子の弟の分と一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたのに、弟の分だけ納付されていて、私の分が納付されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にかかる国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとされる申立人の母親も既に亡くなっているため、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間前後を通じて国民年金に加入したことをうかがわせる形跡が無く、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 57 年 10 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 57 年 10 月まで

昭和 55 年 10 月 20 日に会社を退職した翌日、私が、区役所で国民年金及び付加保険の加入手続を行った。その後は、付加保険料を含む国民年金保険料を、納付書を使って区役所等で納付していた。

加入手続を行った時に、区役所の職員から示された付加保険料を含む保険料をずっと納付していたので、申立期間の付加保険料の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 10 月 20 日に会社を退職した翌日に、区役所で国民年金及び付加保険の加入手続を行い、その後、付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは 57 年 11 月ごろであり、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から申立人は 57 年 10 月から同年 11 月の間に国民年金の加入手続を行ったことが推認され、付加保険の加入の申出がされたのは同年 11 月 9 日とされていることから、この時点で申立期間の付加保険料をさかのぼって納付することは、制度上できない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の調査結果においても、昭和 57 年 11 月前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できなかった。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、申立期間の付加保険料を納付していたことを裏付けるまでの具体的な陳述を得ることは

できず、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1706

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 44 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 44 年 6 月まで

私は、市役所の国民健康保険課に勤務していた義姉から国民年金のことを聞いて、国民年金加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時居住していた市において国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳では、昭和 44 年 7 月に国民年金に任意加入したものとされており、申立期間については未加入期間であることから、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、申立期間当時、現在申立人が所持している国民年金手帳とは別の国民年金手帳を所持していたかどうか記憶が明確ではなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 1707

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 11 月から平成元年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月から平成元年 9 月まで

母親が、私の国民年金の加入手続を行い、その後、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間は、母親は厚生年金保険に加入しており、また、姉の保険料は父親が納付していたため、母親が納付した保険料は、私のもの以外には考えられない。

申立期間当時の領収書等の書類は、自宅が水害に遭ったため保存していないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったと思うと主張しているところ、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらの手続等を行ったとするその母親も、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付時期及び納付金額等について記憶が定かでないことから、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が国民年金に加入した時期は平成 9 年 7 月とされており、申立期間当時、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1708

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月から 53 年 3 月まで

私の中学校では国民年金の大切さの話がなされ、また、母親からは早くから国民年金には入っておくようにと言われ続けていた。私は、昭和 50 年 9 月から大工の見習いを住み込みで始め、給料の中から毎月 3～5 万円を田舎の母親に仕送りをしていた。母親は、瀬戸物屋をしていたので集金人に来てもらい保険料を納めていたと聞いており、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、実家の母親に毎月 3 万円から 5 万円を送金し、その中から母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険庁の被保険者台帳（マイクロフィルム）では申立期間は未加入期間であるため、保険料を納めることのできない期間である。

また、申立人の保険料を納付していたとする母親は既に他界しており、申立期間の納付状況は不明である。

さらに、申立人の加入記録では、昭和 54 年 1 月 4 日に申立期間の直前の 50 年 4 月から同年 8 月までの期間を特例納付しているが、その時点でも申立期間は未加入期間であり、その後加入期間に変更された形跡が無いことから、申立人の母親は申立人の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1709

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 4 月ごろ区役所の出張所で国民年金の任意加入手続きを行い、出張所や金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 4 月ごろ国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、61 年 6 月に払い出されており、その時点では、申立期間は未加入期間のため、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、国民年金被保険者名簿では、申立人が昭和 61 年 4 月 1 日に国民年金第 1 号被保険者の資格を新規取得し、その処理は同年 6 月に行われていることが確認できることから、申立人が申立人の夫の被扶養者でなくなったのも同年 4 月であることから、同年 6 月ごろに国民年金の加入手続きを行ったと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 1710

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から61年10月まで期間及び平成5年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年6月から61年10月まで
② 平成5年6月

夫の国民年金保険料は、私の保険料と一緒に私が集金人に納付をしていた。申立期間①当時、夫の住民票は他市にあったが、実際には同居をしていたので、私の保険料だけを納付して夫の保険料を納付しなかったということはある得ない。その後の保険料も毎回きちんと納付していた。

従って、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間①当時、申立人の住民票の住所地は申立人の妻とは相当遠方の別の市にあり、その妻と一緒に居住していた市には無いことが確認できるが、国民年金の加入手続は住民票のある市町村で行い、国民年金保険料はその市町村に納付するものであるため、申立人の保険料は申立人の妻と一緒に市の市に納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が住民票の住所地を申立人の妻と同じ住所地に転入した時期である昭和61年9月に払い出されており、その時点では申立期間①の過半は時効により保険料を納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻の記録では、平成7年3月に過年度納付していることが確認でき、その時点では申立人は既に死亡しているため、申立人の保険

料は過年度納付することはできない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 1711

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 3 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 3 年 8 月まで

私の国民年金の加入手続は、大学在学中の昭和 62 年に母親が行い、国民年金保険料も母親が集金人に納付していたと聞いている。学生時代から家業を手伝い給与をもらっていたが、大学卒業後は国民年金保険料を給与から控除されるようになったため、学生時代に比べてたくさんの額が控除されるようになった記憶がある。また、年金手帳に昭和 62 年 4 月 1 日に被保険者となったと記入されているので、その時点から加入しているはずである。

従って、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年に申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料はその母親が集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 9 月に申立人の弟、妹と連番で払い出されており、その時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間である。

また、昭和 62 年 4 月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料を納付したのであれば、平成 3 年 9 月の直前に転居などの生活状況に変化が無いにもかかわらず、同一区内で新たに別の国民年金手帳記号番号が払い出されたとは考え難い。

さらに、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1712

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月

国民年金の加入のきっかけは、平成5年1月末日で会社を退職し両親と年金の話をした時に、国民年金の加入は国民の義務であるから加入しておいた方が良いと思ったからである。同年2月に区役所へ行き、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した記憶がある。その際の領収書は無いが、区役所の女性職員が丁寧な説明と対応をしてくれたことが印象に残っており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年2月に区役所で国民年金の加入手続きをしたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、基礎年金番号のみであるが、これは厚生年金保険の手帳記号番号であることが確認でき、同年2月時点で手続きを行った場合、国民年金手帳記号番号が申立人に払い出されているはずであるが、そのことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、このことは、申立人が基礎年金番号の導入された平成9年1月以前に国民年金の加入手続きを行っていないことが推測できる上、社会保険庁の記録から、申立人は10年2月に国民年金の加入手続きを行い、その際に申立期間が国民年金の期間として記録の追加をされたことが確認できるとともに、その時点では時効により申立期間の保険料を納付することもできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 1713

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から50年3月まで

私は、昭和48年11月に市役所に婚姻届を提出に行った際に、窓口の職員から勧められたので、付加年金も含めて国民年金に任意加入した。

社会保険庁の記録によれば、私は、昭和50年4月に国民年金の加入手続を行ったことになっているが、当時、生後半年であった子供を連れて市役所へ加入手続に出向くことなど考えられない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月に払い出されており、その直近前後の番号の任意加入者の資格取得日からみても、申立人は同年4月に国民年金に任意加入する手続を行ったと推測でき、申立人が所持する国民年金手帳でも、申立人がはじめて被保険者となった時期は、同年4月とされている。

また、申立期間は、任意加入期間であり、さかのぼって加入できない未加入期間であるので、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が最初にもらったオレンジ色調の国民年金手帳は、昭和49年10月以降に発行されたものである。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 1714

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間及び55年4月から平成元年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和55年4月から平成元年11月まで

私の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を自身の保険料と一緒に納付した。母親がいつごろ加入手続を行い、どのように保険料を納付したかはよく分からない。

申立期間②の保険料は、集金人に納付していたと母親から聞いている。

母親は、自身と私の保険料と一緒に納付していたはずであり、申立期間①及び②の保険料が未納とされているのに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、時期は不明であるが申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとしているところ、社会保険庁の記録では、理由は不明であるが、申立人は、昭和35年10月1日に国民年金の資格を取得し、36年3月31日に資格を喪失していることから、その直後の申立期間①の保険料は、この時の被保険者資格で納付することはできない。

また、申立人は、その後の転居先で、再度、国民年金に加入しているが、その際、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのが、昭和41年9月から43年3月までの間であることから、この間では、申立期間①については、全部又は一部の期間は、時効により国民年金保険料を納付することができず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない上、特例納付により保険料を納付していた形跡も認められない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②について、申立人の母親が、申立人

の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付を行ったとするその母親も既に他界していることから、申立期間①及び②の保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から43年3月までの期間、同年12月から44年1月までの期間及び同年4月から45年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月から43年3月まで
② 昭和43年12月から44年1月まで
③ 昭和44年4月から45年11月まで

私の国民年金の加入手続は、20歳のころ勤務していた会社が行ったはずである。国民年金保険料は、督促状のようなものが送付されてきたので、母親にお金を渡し納付してもらった。その後も、厚生年金保険に加入していない期間は、母親にお金を渡し、納付してもらっていたはずであるが、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続は、勤務していた会社が行ったはずであると主張しているところ、一般的に国民年金の加入手続を事業主が行うことはなく、申立人が、申立期間当時勤務していたとする会社の当時の事務担当者は、既に他界しており、申立人自身も加入手続を行った記憶は無いとしていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人は、申立人の母親が国民年金保険料を納付したはずであると主張しているところ、その母親は既に他界しており、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、申立期間当時の保険料の納付状況も不明である。

さらに、申立人は、国民年金保険料の申請免除の手続を平成13年2月に行っていることが確認できるが、それ以前に、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から47年3月まで期間、49年4月から50年3月までの期間及び同年7月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から47年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで
③ 昭和50年7月から51年3月まで

私は、昭和42年ごろ、国民年金に加入し、国民年金保険料は、最初集金人に、その後は金融機関で納付したはずである。保険料を滞納した覚えは無く、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人の居住していた市において国民年金保険料の徴収が印紙検認方式であった昭和45年度までの期間の検認印について、申立人の所持する昭和42年4月1日発行の国民年金手帳の印紙検認記録欄には、保険料を納付した場合に押される検認印が、昭和42年度、43年度及び昭和44年4月から同年9月までは押印されているが、申立期間①のうち同年10月から46年3月までについては押印されていない。

また、昭和46年4月以降、同市では印紙検認方式から領収書集金方式に保険料徴収方法が変わっているが、申立人は当時の保険料の納付方法にかかる記憶が全く無く、保険料の納付状況は不明である。

さらに、更新により昭和47年4月1日に発行された国民年金手帳には50年1月20日の領収印のある47年4月から49年3月までの期間の過年度納付による保険料領収証書が添付されており、申立人は保険料を滞納した覚えはないと主張しているが、当該期間の保険料が納付期限内に納付されていれば過年度納付する必要はないことから申立内容とは相違している。

加えて、申立期間②及び③についても申立人が所持する領収証書と社会保険庁の納付記録及び市の保管する納付記録とは整合性があり、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1717

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年1月から平成元年3月まで
私は、20歳の時に学生であったが、母親が私の国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたはずである。母親から付加保険料を含み納付してきたと聞かされていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳に到達した時に、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、その後の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金加入手続きがとられたのは平成元年5月と推認され、その時点で申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人は、20歳になった昭和56年1月から59年9月までの期間は大学に、60年4月から平成元年3月までの期間は大学院に在学しており、在学中は任意加入期間となるが、申立人の母親が任意加入手続きを行った形跡は無いことから未加入期間であり、強制加入期間となる大学卒業から大学院入学までの昭和59年10月から60年3月までの期間は、申立人の国民年金加入手続きがとられた平成元年5月に追加された記録であることが社会保険庁の記録から推認でき、申立期間当時は保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、しかも、申立人自身は国民年金加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親も既に亡くなっており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 1718

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から53年3月まで
昭和50年4月に結婚したことをきっかけに、夫婦で国民年金に加入しようと思い、夫の父親が区役所で国民年金の加入手続をしてくれた。申立期間のうち昭和50年3月以前の国民年金保険料は、夫の父親が区役所の窓口で納付してきてくれ、それ以降の保険料は、私が納付書で郵便局か銀行で納付してきたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和50年4月に申立人の義父が加入手続を行い、その義父が、申立期間のうち50年3月以前の保険料を区役所で納付し、50年4月以降の保険料は申立人が納付書で納付してきたと主張しているが、申立人及び申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、54年2月に夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び昭和50年3月以前の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の義父も既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び同年3月以前の保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年2月から51年10月まで

私は、家業を継ぐために、会社を辞めて実家に戻ってきた時、私の父親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料も両親の分と一緒に集金人に納付していたが、私の保険料のみが未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関係しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の父親は既に亡くなっており、申立人の母親からも具体的な証言を得ることができず、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人は、申立人の父親から国民年金手帳を渡してもらった記憶は無く、申立人の年金手帳は昭和52年1月に払い出されており、この時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1720

第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月から10年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を現金で納付しており、平成9年12月から10年4月の間で、10年4月の1か月分のみ納付したとは考えられない。間違いなく納付しているので、申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所に国民年金保険料納付記録を照会した際、「申立期間は第3号被保険者期間であり、保険料はその夫の勤務する会社で納付しているはずである。」と主張しているところ、申立人の夫が申立期間当時勤務していた会社の健康保険組合では、申立人は、平成9年12月に申立人の被扶養者としての資格を喪失し、10年5月に同資格を再取得しているとしている。

また、申立人は、当初、社会保険事務所に国民年金保険料納付記録の照会を行った際は、「申立期間は第3号被保険者期間であり、保険料は夫の勤務する会社で納付しているはずである。」と主張しているが、その後、申立人が、当委員会に提出した申立書には、「私が、現金で保険料を納付した。」と記載されている。

しかし、その後、当委員会が申立人に照会した際には、申立人は、「平成12年4月に厚生年金保険に加入するまでの期間は、夫の被扶養者の資格を喪失したことはない。」と述べるなど、申立内容が変遷しており、かつ、申立人から、申立期間当時の保険料の納付状況等について十分把握することができないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から49年7月までの期間及び50年8月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から49年7月まで
② 昭和50年8月から55年3月まで

私の国民年金の加入手続は、母親が行ってくれた。その時に、未納である過去の国民年金保険料を納付することができる特例納付という制度があることを聞いた母親が、私の未納であったすべての期間の保険料を町役場で納付した。この事は、私の妹も知っており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、過去の未納であったすべての期間の国民年金保険料を特例納付したと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推測される昭和55年4月の時点は、第3回特例納付により保険料の納付が可能な期間内ではあるものの、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、かつ、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親は、既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、申立人の母親が町役場で保険料を特例納付したと主張しているが、申立期間当時、申立人の住所登録がされていた町役場からは、特例納付の保険料の収納は行っていなかったとの回答を得ることができた。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 38 年 3 月まで
国民年金については、私が 20 歳になったころ、農業を営む両親が将来のためにと、昭和 36 年 9 月頃に自宅へ来た市役所の出張所の職員との間で、加入手続を行ったと父親から聞いた。
保険料についても兄・姉の分と併せて、両親が集金人に納めていたので、申立期間が未納とされているのは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になったころ、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料もその母親が納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていた両親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると昭和 38 年 4 月に払い出されており、前後の任意加入者から 38 年 4 月 15 日に加入手続がとられたことが確認できることから申立内容と一致しない上、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から54年3月まで

国民年金については、私が結婚した昭和52年11月ころ、妻と一緒に市役所の出張所へ行き、私の加入手続を行った。年金手帳の交付時期、交付方法については記憶が無く、現在は持っていない。

国民年金保険料については、妻が私の保険料と二人分を、最初のころは自宅に来た40歳代の女性の集金人に、その後は信用金庫からの振替で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることは納得が行かない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年11月ごろに、結婚を契機として、申立人の妻と一緒に市役所の出張所へ行き、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、54年9月に払い出され、前後の任意加入者から同年9月3日に加入手続が行われていることが確認できることから申立内容と一致しない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人の妻が、当初は集金人に納付し、その後は口座振替で納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年9月以前の国民年金保険料を納付するには、過年度納付の方法によらなければ納付できない期間であるが、集金人は過年度の保険料を取り扱っておらず、口座振替によっても振替られるのは、現年度保険料のみであることから、申立内容とは相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 1724

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 46 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 46 年 9 月まで

私は、昭和 42 年 12 月に診療所を開設したのをきっかけに、途中で年金が中断しないよう区役所で国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険から引き続き国民年金に加入した。申立期間当時は、私が 2、3 か月おきに夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付書により納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 12 月に申立人夫婦の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金手帳記号番号は、54 年 4 月に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、国民年金手帳記号番号払出簿を調査した結果においても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

また、申立人は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の妻も申立期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことを裏付けるまでの具体的な陳述を得ることはできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から48年10月まで

私の夫は、昭和42年12月に診療所を開設したのをきっかけに、途中で年金が中断しないよう区役所で国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険から引き続き国民年金に加入し、同時に私の国民年金の加入手続も行った。申立期間当時は、私の夫が2、3か月おきに夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付書により納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和42年12月に申立人夫婦の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金手帳記号番号は、54年3月に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、国民年金手帳記号番号払出簿を調査した結果においても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

また、申立人は、申立人の夫が申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、その夫も申立期間の過半の保険料は未納となっている。

さらに、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことを裏付けるまでの具体的な陳述を得ることはできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 62 年 6 月まで

私の父親は、私が昭和 60 年 3 月に大学を卒業した翌月に、社会保険事務所で国民年金の加入手続を行った。

父親は、一度、未納となっていた保険料をまとめてさかのぼって納付したことがあり、申立期間の保険料もこれと同じように一括して銀行で納付したとしている。納付した時期はよく覚えていないが、保険料額は月額 8,000 円くらいであったとしている。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が昭和 60 年 4 月に申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 8 月に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、特例納付も実施されていない。

また、申立人は、申立人の父親が、一度、未納となっていた保険料をまとめてさかのぼって納付したことがあり、申立期間の保険料もこれと同じように一括して銀行で納付したとしているところ、確かに、申立期間直後の昭和 62 年 7 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料が同年 9 月に過年度納付されていることが確認できるが、申立人の父親は、この時と同じように申立期間の保険料を一括して納付したとする時期の記憶が定かでない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことを裏付けるまでの具体的な陳述を得ることはできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事

情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

国民年金への加入手続や国民年金保険料の納付等は妻と私以外に手続をする者はいないが、時期や場所、方法等について妻も私も記憶がはっきりしておらず、また、国民年金保険料の納付は妻に任せていたので具体的なことは分からない。自宅に来ていた集金人に夫婦分を納付したり、時期や場所等は憶えていないが、まとめて納付したりしたこともあったと思うと妻が言っており、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続に関しての記憶が無く、国民年金保険料の納付については妻に任せていたとして納付に関与しておらず、保険料の納付を行っていたとする申立人の妻は納付に関わる具体的な状況についての記憶が曖昧で、納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 12 月に払い出されていることが確認でき、その時点において、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、申立人の妻も申立期間に係る国民年金加入期間の国民年金保険料は未納である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年11月まで

私は、昭和42年3月に転居し、同じ団地の友人に勧められ、その友人と一緒に46年4月ごろ区役所で国民年金の任意加入手続を行った。国民年金保険料は3か月ごとに集金人に月額300円ほどの金額を納めた記憶がある。申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月ごろ国民年金の加入手続を区役所にて行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年12月に当時居住していた区に払い出され、同年12月に加入手続をしていることが確認でき、任意加入による被保険者であることから申立期間は未加入期間であり、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、同じ団地の友人に国民年金の加入を勧められ、その友人と一緒に加入手続を行ったと主張しているが、その申立人の友人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年8月から同年9月までの間に申立人が居住している区とは別の区に払い出されており、その友人は、同年10月に任意加入手続を行っていることが確認できることから、申立人の主張とは相違している。

さらに、申立期間の保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号が必要であるが、申立期間について行った国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び複数の別氏名検索を行っても、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 55 年 3 月まで

昭和 55 年ごろ、国民年金に加入していなかった人もさかのぼって加入できる最後の機会だと世間で騒がれていたもので、同年 5 月か同年 6 月ごろ区役所で国民年金の加入手続を行い、その時に申立期間の保険料として数十万円を一括して区役所か社会保険事務所で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 5 月又は同年 6 月ごろに国民年金の加入手続を行い、それまで未加入期間であった申立期間の国民年金保険料として数十万円を一括して納付したと主張しているところ、申立人の特例納付及び過年度納付の手続、納付期間、納付方法等の記憶が曖昧であり、具体性に乏しく、申立期間の特例納付及び過年度納付保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、申立期間の領収書を受け取っていないとしているが、特例納付においても社会保険事務所が保険料を受け取った場合には領収書を発行しており、申立人の主張と相違する上、国民年金に加入した後に昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの過年度保険料の「未納通知」が社会保険事務所から申立人に送付されているとすることは不自然である。

また、申立人が特例納付を行ったことを知っているとする知人は、申立人と特例納付ができるとの話はしたものの申立人の具体的な納付状況は承知しておらず、申立人の特例納付による保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から45年3月まで

昭和42年9月に結婚し、同年11月に妻が区役所で国民健康保険等と共に私の国民年金の加入手続を行った。その際、国民年金手帳が発行されたかどうか妻はよく分からないとしている。

申立期間の保険料は、当時、居住していた各区役所等で妻が自身と私の二人分を納付した。妻は、保険料は印紙検認か役所の窓口で発行してもらった納付書により納付し、保険料額は月額数百円程度であったとしている。

妻は自身の保険料と一緒に私の保険料も納付しており、申立期間の保険料が未納となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年9月に結婚し、同年11月に申立人の妻が区役所で申立人の国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、45年11月に払い出されていることが確認でき、その番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人は、同年10月に国民年金の加入手続を行ったことが推認され、この時点では、申立期間の一部の保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

また、昭和42年11月に申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の妻は、その際の国民年金手帳発行の有無の記憶が定かで無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していないことから、申立人の国民年金の加入及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から同年 12 月まで

私は、結婚と同時に、国民年金と国民健康保険の加入手続を市役所で行った。国民年金保険料は、家族 4 人分を集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚と同時に、国民年金と国民健康保険に加入したと主張しているが、申立期間当時、申立人の居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和 44 年 1 月 22 日に国民年金の加入手続を行っていることが確認でき、国民年金加入時においては任意加入の被保険者として取り扱われたため、制度上、申立期間の国民年金保険料はさかのぼって納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、家族 4 人分の国民年金保険料を集金人に納付していたとしているが、申立人の納付記録上、納付済みとされている昭和 44 年 1 月以降の期間においては申立人及びその家族 3 人分の保険料が同時に納付されていることが記録上確認できることから、申立人の記憶はこの時期の記憶と考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から同年 9 月までの期間、62 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 10 月から 63 年 3 月までの期間、同年 9 月、平成元年 1 月から同年 10 月までの期間及び同年 12 月から 4 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月まで
④ 昭和 63 年 9 月
⑤ 平成元年 1 月から同年 10 月まで
⑥ 平成元年 12 月から 4 年 3 月まで

昭和 42 年 10 月ごろ、国民年金に加入した際に、区役所の職員から「今から 60 歳まで国民年金保険料を納付した場合、保険料納付月数が国民年金の受給権を得られる 300 か月に達しないため、300 か月に不足する月数分の保険料をあらかじめ納付しておく必要がある。」と言われ、その月数に相当する保険料の納付書を作成してくれた。

その後、区役所職員から言われたとおりに、その差額分の保険料を数回に分割して納付書で納付し、その後も引き続き 60 歳まで保険料を納付した。

60 歳以降も国民年金に任意加入し、保険料を納付したにもかかわらず、保険料納付月数が 300 か月に達しておらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 10 月ごろ国民年金に加入した際に、区役所の職員から、国民年金の受給権を得られる 300 か月に不足する月数分の国民年金保険料を納付しておく必要があると言われたため、その後、数回に分割して納付書で保険料を納付したと主張しているところ、その当時施行されていた旧国

民年金法においては、申立人が主張するような保険料の納付制度は存在しておらず、申立人の特殊台帳により、54年2月から55年2月までの間に、36年4月から38年3月までの期間の保険料が7回に分けて特例納付されていることが確認でき、その1か月当たりの保険料額は、申立人が納付したとする1か月当たりの保険料額と一致する。

また、申立人は、申立期間⑥のうち、申立人が60歳に達した平成3年6月から同年11月までの期間については、申立人が国民年金の加入を行った同年12月の時点では、制度上、さかのぼって任意加入し、かつ、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間は6回で合計51か月間に及び、これだけの回数及び期間にわたる事務処理を行政機関が誤ることも考えにくい上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 40 年 3 月まで

昭和 36 年 7 月から 40 年 3 月までの期間については当時学生だった私が 20 歳になった 36 年 7 月に母親が国民年金の任意加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付していると思うので未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人は、加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行っていたとするその母親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 12 月に払い出されており、この時点で申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年11月から50年11月まで

申立期間について、会社を退職した際、国民年金と国民健康保険への加入を勧められ、区役所で加入手続をした。国民年金保険料は納付書を発行してもらい自分で納付した。昭和53年8月に再加入した時、国民年金に以前にも加入していたことを申し出ると、区役所の職員は「入力してある」と答えたので安心して領収書を捨てた。その後、裁定請求の時に申立期間の未納が判明したが、納めたはずの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年5月以降に払い出されていることが確認でき、この時点で申立期間の47年11月から50年11月までの期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が必要であるが、申立期間において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、別氏名での検索結果においても未統合となっている記録は見当たらない。

さらに、申立人には申立期間中において別の国民年金手帳を持っていたとの記憶が無く、国民年金への加入手続の状況及び保険料の納付状況についての記憶も曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 54 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 54 年 8 月まで

私は、昭和 42 年 7 月ごろ、隣の家に住んでいた友人と一緒に区役所で国民年金の任意加入手続を行った。その後、私は、3 か月ごとに女性の集金人に国民年金保険料を納付し、44 年に転居した後は、区役所で納付書により保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 7 月に国民年金の加入手続を行い、その後、3 か月ごとに集金人に国民年金保険料を納付し、44 年以降は区役所で保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の任意加入者の資格取得日から、申立人が加入手続を行ったのは 54 年 9 月ごろと推認されることから、申立内容と合致しない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人の国民年金の資格取得時期が昭和 54 年 9 月となっていることから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 1736 (事案 425 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から52年3月まで

昭和55年ごろ、「国民年金保険料を一括納付することができるのは、これが最後である。」との報道があったので、同年5月ごろ区役所で国民年金の加入手続を行い、その時にそれまでの国民年金保険料として40万円ぐらを一括して区役所か社会保険事務所で納付したのに申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

私が申立期間の保険料を過去にさかのぼって一括して納付したことを証言してくれる人もいる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、第2回特例納付では、申立期間の一部しか保険料を納付することができず、申立人が納付したとする保険料額も、第2回特例納付により納付した場合の保険料額と大きく相違していること、保険料を一括して特例納付した場合には、領収書が1枚であることを踏まえると、申立期間の保険料について、別に領収書が発行されていたとは考えにくいこと、及び申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年8月5日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、第2回特例納付ではなく、第3回特例納付により申立期間の保険料を納付したこと、特例納付は加入手続時とその後の2度行ったこと、及びその際に保険料の納付をしたことを話した知人がいると主張しているが、申立人の国民年金への加入時期から特例納付の実施期間中に特例納付を行うには1か月程度しか期間がないが、申立人は特例納

付に必要な保険料額すべてを持参していたとしているにもかかわらず、特例納付された記録のある期間と申立期間を分割して納付したとするのは不自然であること、申立人の社会保険庁の記録から、申立人が国民年金に加入した時点で国民年金受給資格取得に必要な最小限の期間をさかのぼって保険料を納付したと考えるのが自然であること、申立人が申立期間の保険料を特例納付したことを知るとされる知人の証言は、申立人が特例納付をしたことを聞いたことがある程度であって、知人の証言からは申立人の特例納付の状況等が不明であることから、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 6 日から 43 年 5 月 20 日まで

社会保険庁の記録によると、B社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されているという説明を受けた。

B社に勤務する前、A社に勤務していたが、A社退職後は、会社が請求してくれて、脱退手当金をもらったことをはっきり覚えている。

しかし、B社退職後は、脱退手当金をもらっていないので、きちんと調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和43年5月20日の前後2年以内に資格喪失した者13名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、5名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から約7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていた。そのうち連絡先が把握できた一人は「事業所が手続してくれた」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金を支給した旨が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和43年7月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかにも脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 44 年 1 月 16 日まで

社会保険庁の記録では、申立期間については脱退手当金が支給されているとのことであった。

脱退手当金を請求した覚えが無く、大金であれば家計簿に記入するはずであるが、脱退手当金について記載は無く、書き漏らすはずもない。

当時の家計簿の写しを提出するので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の最後の事業所である、A社B工場の厚生年金保険の被保険者資格喪失3か月後の昭和 44 年 4 月 24 日に支給決定されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示がある。

また、A社B工場で脱退手当金支給の記録のある 16 名中 15 名の同被保険者原票にも「脱」表示がある上、ほとんどが厚生年金保険被保険者資格を喪失後 6 か月以内に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、当該事業主は、当時退職者に対して脱退手当金について説明し、代理請求をしていたとしており、当該事業所で脱退手当金の支給記録があり、連絡のついた 1 名は、「脱退手当金について会社から説明を受けた」と証言している上、申立人と同日に脱退手当金の支給決定がされている元従業員がいることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間①、②、③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間⑤について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から 34 年 6 月 1 日まで
② 昭和 35 年 12 月 5 日から 37 年 12 月 15 日まで
③ 昭和 37 年 12 月 15 日から 38 年 6 月 1 日まで
④ 昭和 38 年 6 月 5 日から 39 年 2 月 28 日まで
⑤ 昭和 39 年 2 月 28 日から 44 年 10 月 1 日まで

社会保険庁の記録によると、申立期間①、②、③及び④について脱退手当金を受給したことになっている。申立期間①の脱退手当金については、昭和 34 年 10 月 5 日に支給されたことになっているが、その時期はBにおり、受け取れるはずがない。申立期間②、③及び④の脱退手当金については、43 年 9 月 24 日に支給されたことになっているが、その時期はA社に勤務しており、脱退手当金の請求を自分でするはずがない。

また、申立期間⑤については、社会保険庁に厚生年金保険の加入記録が無いとのことだが、継続してA社に勤務し、他の社員の分も含めて厚生年金保険料の控除の事務に従事していた時期であり、未加入となっていることに納得がいかない。

申立期間①、②、③及び④については脱退手当金を受給していないことを、申立期間⑤については厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の脱退手当金については、脱退手当金の受給資格のある申立人を含む女性 5 名が昭和 34 年 6 月 1 日に資格喪失し、5 名全員がその約 4 か月後の同年 10 月 5 日に支給決定されており、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ昭和34年7月4日に回答したことが記載されている。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

申立期間②、③及び④の脱退手当金については、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立期間①、②、③及び④の脱退手当金について、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間⑤について、A社の事業主及び同社で被保険者記録のある事業主の妻の証言から、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、昭和39年2月28日から41年8月29日までの期間については、社会保険事務所が保管するA社の全喪前の同名事業所の厚生年金保険被保険者名簿で、申立人が39年2月28日に資格喪失していることが確認でき、申立人は、申立期間をとおして同社は10名程度の従業員がいたとしているが、同名簿において、申立人の資格喪失日である39年2月28日に10名いた従業員が、40年4月1日には5名、同社の全喪日である41年8月29日には、同社を引き継いだA社の事業主1名となっており、同社では、何らかの事情で従業員の資格を喪失させていた事情がうかがえる。

また、昭和41年8月29日から44年9月1日までの期間については、A社の事業主は41年8月29日に義兄から事業を継承したと供述しているが、同社が適用事業所となったのは44年9月1日で、当該期間について、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、昭和44年9月1日から同年10月1日までの期間については、社会保険庁が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同年10月1日に被保険者資格を取得していることが確認でき、同社が新規適用事業所となった同年9月1日に被保険者資格を取得した7名の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 680

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 28 日から 37 年 12 月 21 日まで

上記期間の厚生年金の加入について、照会申出書を提出したところ、平成 19 年 7 月 18 に当該期間について脱退手当金を受けているため年金額の計算には算入されない旨の回答を A 社会保険事務所からもらった。

上記期間の脱退手当金については受け取っておらず、退職後 6 か月もたつてから支給されたのも納得がいかない。当該期間について厚生年金の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等が記載されており、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで

年金の受給手続きをするまで、申立期間のA社の給与から、厚生年金保険料が控除されていたことを知らなかったし、脱退手当金が支給されていることも知らなかった。退職後すぐに転居しており、脱退手当金の手続き及び脱退手当金を受け取った記憶も無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、社会保険庁の記録で、申立人と資格喪失日及び脱退手当金の支給日が同日である者が、退職時に会社から脱退手当金の支給について確認され脱退手当金を受領したとしており、会社が請求手続きをしたと思うと述べていることから、申立人においても、退職時に同様の請求手続きが行われた可能性が考えられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 682

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 ごろ 及び 同年 4 月 ごろ

私は、昭和 34 年 3 月 ごろ から 同年 4 月 ごろ まで、A 社 に 勤務 し、資材関係の業務に従事していたが、社会保険庁の記録には、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、一緒に勤務した同僚の氏名や作業内容について記憶していることから、A 社 に 勤務 していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A 社 は 昭和 34 年 5 月 1 日 に 厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保持していない。

さらに、A 社 は 昭和 39 年 7 月 7 日 に 全 喪 し、現存していない上、当時の事業主も住所が不明であることから、申立てに係る証言を得ることができず、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）が無いことから、申立人の厚生年金保険の適用の状況及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

加えて、社会保険事務所が保管する A 社 の 事業所別被保険者名簿を調査したところ、昭和 34 年 5 月 1 日（A 社 の 新規適用日）から同年 11 月 までに被保険者資格を取得した者の中に、申立人の記録は見当たらず、同名簿に健康保険番号の欠番及び重複等の不自然な記載も見られない。

このほか、当時の同僚の証言を得ることができず、申立人の保険料控除の記憶も曖昧で、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月 1 日から 20 年 8 月 11 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。私は、昭和 14 年 4 月に A 社 B 工場に就職し、20 年 8 月 10 日まで同事業所に一貫して勤務していた。同事業所での加入期間は 17 年 6 月 1 日から 18 年 4 月 1 日までとなっており、18 年 4 月 1 日から 20 年 8 月 11 日の期間が欠落していることに納得がいかない。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和 20 年 7 月中旬ごろ空襲により A 社 B 工場の大半が焼失し、焼け残った機械工場同年 8 月まで勤務したと主張しており、このことを申立人と同じ年齢の元社員 3 人がはっきりした記憶ではないが申立人と同様に記憶しており、当該空襲については、C 発行の冊子「D」により確認できることから、申立人が申立期間について、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は商業登記簿閉鎖謄本によると、平成 19 年 4 月 26 日に解散していることが確認でき、同社解散当時の事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除については、資料が無いため不明としている。

さらに、申立人が挙げた元同僚等のうち 4 人は既に他界しており、その他の同僚等は所在が確認できず、申立てに係る証言を得ることはできない。

なお、社会保険事務所が保管する A 社 B 工場に係る被保険者名簿から、申立人は昭和 18 年 4 月 1 日に資格喪失していることが確認でき、同日以降の当該事業所における申立人の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 684

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していることから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月 15 日から 22 年 12 月 30 日まで
私は、昭和 20 年 10 月 15 日から 22 年 12 月 30 日まで A 社本店に勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された厚生年金健康保険料控除計算書には、申立人の資格取得日は昭和 20 年 10 月 22 日、資格喪失日は 22 年 12 月 30 日（同年 12 月 29 日退社）と確認できる。

また、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者記録が記載されており、資格取得日は昭和 20 年 10 月 22 日、資格喪失日は 22 年 12 月 30 日と確認できる。

さらに、社会保険庁オンライン記録では、基礎年金番号と未統合の申立人の脱退手当金支給記録が確認できる。

加えて、社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、上記と同じ資格取得日及び資格喪失日における脱退手当金が支給された記録が確認できる。

このことから判断すると、オンライン記録上、申立人は、脱退手当金の支給を受けたものとされており、その計算の基礎となった期間は被保険者でなかったものとみなされることから、申立人の申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 7 月 5 日から 20 年 8 月 15 日まで

申立期間については、脱退手当金が支給済みとなっているが、私は脱退手当金を受け取っていないため、調査の上、年金として支給していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 20 年 11 月 13 日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 20 年 11 月 13 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、27 年 4 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 25 年 4 月 20 日から同年 7 月 3 日まで
③ 昭和 25 年 10 月 10 日から同年 11 月 15 日まで
④ 昭和 26 年 10 月 1 日から 27 年 1 月 31 日まで

私は、昭和 21 年 5 月に入社し、32 年 2 月に退職するまで、A 社の本社、B 支店、関連会社の C 社の間を、転勤しながら継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録は、当時の事務担当者の手違い等のためか一部未加入期間となっているが、給与から厚生年金保険料は控除されていたはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた同僚は、申立人が入社から退職するまで A 社及び関連会社である C 社に、転勤しながら継続して勤務していたと証言していることから、申立人が申立期間について A 社及び C 社に継続して在籍していたことは推認できる。

しかし、当該同僚は、申立人と同様に A 社及び C 社の間の転勤があったが、自身にも転勤時の厚生年金保険の被保険者期間の欠落があり、これは転勤に伴う社会保険事務の手続きが遅れたことによるとした上で、当時は年金に対する関心も高くなく、一時的に手取り額が増えており、欠落期間の厚生年金保険料は給与から控除されていないことを承知していた記憶があると証言している。

また、A 社の当時の事業主の所在は不明であり、C 社の当時の事業主は既に他界しているため、申立てに係る証言を得ることはできない。

さらに、A 社についての商業登記簿謄本は確認できず、C 社は商業登記簿閉鎖謄本により昭和 49 年 10 月 1 日に解散しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を確認できないため、A 社及び C 社における申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除につい

ては不明である。

加えて、社会保険事務所が保管している A 社及び C 社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の申立期間に係る被保険者記録は、社会保険庁のオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで
② 昭和 38 年 8 月 1 日から 39 年 3 月 11 日まで
③ 昭和 39 年 6 月 2 日から 42 年 2 月 9 日まで

61 歳の時に年金記録の確認のため社会保険事務所へ行き、脱退手当金が支給されたこととなっていることを初めて知ったが、受取った記憶は無い。結婚を機に退職したが、社会保険事務所に行ったことも脱退手当金の手続きをしたことも無く納得できない。申立期間を厚生年金保険の支給対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 42 年 5 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 688

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月 1 日から 44 年 1 月 20 日まで
② 昭和 44 年 7 月 27 日から同年 8 月 21 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に在籍していた申立期間の加入記録が無かった。

会社から在職証明書を発行してもらったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態について、A社には当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は保存されておらず、また、当時勤務していた元従業員からの供述も得られず、確認できない。

また、事業主は申立人に対して申立期間を含めた期間（昭和 43 年 8 月 1 日から 44 年 8 月 20 日まで）の在職証明書を発行しているが、その根拠が曖昧であり信憑性が低いことから、申立期間の勤務実態を証明する証拠として認めることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 689

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月ごろから 47 年 3 月ごろまで
社会保険事務所に対し、厚生年金加入期間の照会をしたところ、昭和 42 年 3 月ごろから 47 年 3 月ごろまで勤務したA社での加入記録が無い旨の回答を受けた。

自分には保険料の控除の事実を確認できる書類は無いが、当該事業所で正社員として勤務していたことは確かなので、上記申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申し立てているA社は、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の適用事業所としての該当が無い。

また、当時の当該事業所の代表者の長男に照会を行ったが、「申立人のことは記憶しているが、既に関連資料は無く、厚生年金保険の取扱いについては不明である」との回答があり、このため、申立人が申立期間において厚生年金の保険料を給与から控除されていたことを確認することができない。

さらに、申立期間に係る給与明細書等、厚生年金の保険料が控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は厚生年金保険料の控除の有無について覚えていないとしている。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料や周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 6 日から 33 年 1 月 16 日まで

厚生年金保険の期間照会の回答として、申立期間については脱退手当金支給済みという回答であった。今は紛失してどこにあるか分からないが退職の際、会社から返して貰った厚生年金保険被保険者証は、手元にあったはずなのに脱退手当金の手続きがされているのはおかしい。脱退手当金を受け取った覚えは無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、事業所は申立人の退職直後に退職金を支払ったと述べているが、申立人は退職金の有無について記憶が明らかでないなど、申立人から当時のことを聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 31 日から 51 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所に年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。A社には、昭和 42 年 7 月から 51 年 8 月 1 日まで継続して勤務していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間のうち、一部期間の被保険者記録がある同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は給料明細書等の資料を所持しておらず、A社においても、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していないことから、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

また、A社は政府管掌健康保険の適用事業所であるが、申立人は、「時期は不明であるが、申立期間のうち1年程は社員ではなく、請負として働いていた期間があり、当該期間は国民健康保険に加入していた」と証言している。

さらに、申立人の実兄でありA社の事業主は、申立人の給与から保険料が控除されていたか否かについては、経理担当者に任せていたので不明としている上、申立人の在籍期間についても記憶していないと証言している。

加えて、申立期間当時の経理担当者は既に他界しており、証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を、申立てに係る事業所により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月から 54 年 4 月まで
社会保険庁の記録には無いが、昭和 50 年 8 月ごろから 54 年 4 月ごろまで、A社に勤務していた。

当時、従業員が 1,000 人程度いた記憶がある。大きな会社だったので、厚生年金に加入していないのはあり得ない。

申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のA社C店の責任者としての業務の内容について具体的に述べて、その証言内容は信憑性^{びよう}があり、また、当時の人事課長から申立人の勤務状況等聴取したところ、「申立人は、たまに仕事の用事で本社に来ていたような気がする」と述べているところから、申立人が申立期間にA社C店に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

また、当時の経理担当者及び人事課長は、「本社の従業員だけが厚生年金保険に加入していた。」と証言しているところ、申立人は本社ではなく支店勤務だったことから、申立期間は厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料等、周辺事情はない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 693

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 5 日から 43 年 2 月 1 日まで
社会保険庁の年金記録では、A社に勤務していた昭和 27 年 4 月 5 日から 43 年 2 月 1 日までの全期間が脱退手当金として支給されている。

脱退手当金制度については、会社から特段の説明や請求の意向を聞かれたことは無く、脱退手当金制度があることも知らなかった。さらに、父に依頼して昭和 53 年に再交付した年金手帳は旧姓のままであったため、社会保険庁が別人に支給したのを誤って、私の記録に誤記入か又は、別の誰かが不正受給をしたのではないかと思われる。

脱退手当金制度のことを知らないので、脱退手当金を受け取ることはありえない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を示す「脱」の表示がされているとともに、厚生年金保険被保険台帳も脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、これら一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は「会社からは脱退手当金の説明は無かった。また、昭和 53 年に再交付した年金手帳は旧姓のままであった」ことを理由の一つとして申立てているが、当該事業所において脱退手当金を受給した複数の者から「退職時に脱退手当金の説明があった」との供述があり、また、厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名は昭和 36 年 4 月 7 日に変更がされていることが確認でき、このほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 694

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。
申立期間についてA事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が申立期間において勤務したとしているA事業所については、厚生年金保険の適用事業所としての該当は無い。

さらに、申立人が挙げている唯一の元同僚からの証言が得られず、その他の同僚については記憶が無いとしている。

加えて、類似の事業所名でも調査したが、社会保険事務所が保管する被保険者名簿には、申立人及び元同僚の氏名の記載は見当たらない。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月ごろから同年 9 月ごろまで

私は、昭和 42 年春ごろから同年秋ごろまでA社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。しかし、在職中に面識のある方に紹介されて転職したので、A社に勤めたのは間違いない。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、同僚の証言などから推認できる。

しかし、申立人は、勤務したとする申立期間が特定できない。また、申立人の雇用保険及び健康保険の加入記録も確認できない。

さらに、同僚調査により、入社日と取得日との相違が複数確認され、試用期間中の未手続きが見受けられること、及び事業主が「保管する記録簿に申立人の記録が無いので、厚生年金保険の加入手続はしていない。」と証言していることなどから、申立人は厚生年金保険料を控除されていなかったと推認される。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、事業主により給与から保険料控除を確認できる証言を得ることができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 10 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。A局に勤務していたことは明らかであるため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA局に勤務していたことは、電話交換取扱者認定書の交換略歴により確認できる。

また、A局の事業を継承しているB社に申立期間当時の公的年金の加入について照会したところ、公社職員（正職員）は共済年金へ加入、臨時職員等は雇用形態により共済年金又は厚生年金への加入、もしくは国民年金に個々に加入するという取り扱いがあった旨の説明があった。

さらに、申立人と同期入社と同僚の証言から、申立人は正職員として採用され、勤務期間の途中で雇用形態の変更はなかったとしており、申立人は、申立期間の間は共済組合の組合員であったものと考えられる。

一方、B社では、「公共企業体職員等共済組合法（昭和 31 年 6 月 6 日法律第 134 号）により、36 年 3 月以前の共済年金の制度では、組合期間が 20 年未満の者が退職したときは、退職一時金を支給する」こととなっていたとしており、同期の同僚も「退職一時金を受給した」と供述していることから、申立人についても、当該一時金の記録は保存されていないものの、共済の退職一時金が支給されたものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 697

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から昭和 40 年 4 月まで
社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社B営業所の勤務期間についての記録が無いことが分かった。私は、社会保険が途切れないよう気をつけていたので、加入記録が無いことは考えられない。申立期間について、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社B営業所に正社員として勤務していたことは、同僚の証言等から確認できる。

しかし、同僚は、「B営業所は昭和 38 年 12 月に一部職員を除き大部分の職員は退職した」と証言しており、申立人も、その後の勤務状況を記憶していないと言っていることから、申立人は同年 12 月には退職しているものと考えられる。

また、申立人が提出した昭和 38 年 7 月に撮影した写真には 9 名の社員が写っているが、そのうち申立人を含む 5 名については社会保険庁が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には名前が無く、「A社では、入社してから 6 か月ほど経過した後、勤務状況等をみて厚生年金保険に加入させるかどうかを決めていた」との同僚の証言を考え合わせると、申立人についてA社は、厚生年金保険に加入させていなかった可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は申立期間について給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかの記憶が無く、また給与明細書等の関連資料もない。

加えて、A社は全喪しており給与台帳や人事記録等の厚生年金保険料を控除していたことが確認できる関係資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 2 日から同年 10 月 2 日まで

社会保険庁の記録によれば、A社の勤務期間中、昭和 36 年 7 月 2 日から同年 10 月 2 日まで、3 か月間の欠落があるが、人事異動や会社の移転等の特別な動きはなく、あくまでも一貫して勤務しているため、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。しかし、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、健康保険番号 62 番として昭和 31 年 9 月 12 日に資格取得、36 年 7 月 2 日に資格喪失し、その後 138 番として 36 年 10 月 2 日に資格取得したことが確認でき、この処理において不自然な点は見られない。

さらに、申立てに係る事業所においては、申立人と同様に、いったん資格喪失した後、再度資格取得している者が複数いることが確認できる。

加えて、勤務実態を証言した同僚も申立人の保険料控除について不明としており、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 699

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年5月から31年11月まで
② 昭和32年10月から34年1月まで

私は、A社に昭和29年3月入社、31年11月退職の32か月勤務した。

また、B社に昭和32年7月入社、34年1月退職の18か月勤務したが社会保険庁の記録は無い上、既に退職したA社に33年3月に再取得となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、賃金台帳などの資料が無い。同僚9名に聴取した結果、申立人が申立期間に勤務していたとの証言は無く、勤務実態は確認できなかった。

申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、賃金台帳などの資料が無い。同僚6名に聴取した結果、申立人が申立期間に勤務していたとの証言は無く、勤務実態は確認できなかった。

また、申立人は申立期間②のうち昭和33年3月1日以降の期間についてはA社において厚生年金保険の被保険者となっており、当該期間について申立人は「A社には勤務していない」旨供述をしているが、申立人がA社とともに勤務していたとする同僚はA社において同年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

なお、A社及びB社は全喪している上、事業主や元役員は住所不明などのため、照会ができなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。